

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第10条 議会審議において、議員と市長等は、次に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。	ー	ー	ー	ー (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。			A	要検討
(2) 本会議及び委員会へ出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して確認権（反問権）を行使することができる。	確認権（反問権）の実施要領を定めている。	確認権（反問権）の行使の事例がほとんどない。	執行部へ確認権（反問権）の更なる周知に努める。	A	無
(議会審議における論点情報の形成) 第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策について市民に開かれた議論を行うため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	ー	ー	ー	ー (各号において評価するため、評価対象外とする。)	無
(1) 政策等を必要とする背景	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無

(2) 提案に至るまでの経緯	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(4) 市民参加の実施の有無とその内容	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(5) 総合計画との整合性	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(6) 財源措置	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(7) 将来にわたる費用及び効果	必要に応じて、資料提出や説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(予算及び決算の施策説明) 第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	重点事業の概要、補正予算の概要など、必要に応じて、説明を求めている。		引き続き求めていく。	A	無
(議決事件の拡大) 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。			条文内の「積極的に」の文言を整理する。	C	要検討
2 前項に規定する議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。				—	無